

権利の申告、相続の届出をお願いします。

土地区画整理事業では、土地についての権利はそのまま換地に移ります。

しかし、これらの権利が未登記の場合、町はその権利の実態を把握できないため、未登記の権利については、権利の目的となるべき仮換地などの指定を受けることができません。

皆様がお持ちの権利を換地設計に正しく反映させるためにも、土地について未登記の権利をお持ちの方は、権利の申告をお願いします。

また、登記されている権利や、すでに申告されている権利について、相続などによる変更があった場合も届け出ていただくようお願いします。



権利の申告や相続の届出などの様式は向洋駅周辺まちづくり事務所にあります。
お気軽にお問い合わせください。

今月の日曜相談日は、3月19日です。

全体の事業説明とは別に、事業に関する個別のご相談については、随時向洋駅周辺まちづくり事務所でお伺いしていますが、お仕事の都合などで平日はなかなか時間がとれない方も多いことと思います。

この機会にお気軽にご相談ください。

場所・・・向洋駅周辺まちづくり事務所

日時・・・3月19日(日曜日)朝9時00分～昼12時00分

